

令和8年度 自動運転の社会実装に向けた実行計画検討業務委託募集要項
(公募型プロポーザル)

1 業務名称

令和8年度 自動運転の社会実装に向けた実行計画検討業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 目的と概要

大阪市では、都市交通の質の向上を図ることを目的に、大阪市における自動運転バスの実装に向け関係行政機関、バス事業者及び学識経験者などからなる官民連携の「大阪市自動運転バス実装協議会」を発足し、令和7年度には、2025年大阪・関西万博の来場者輸送を担うシャトルバスの一部で自動運転バスの運行を実施することで、自動運転バスに関する知見の蓄積を行ってきた。

また、国土交通省ではトラックドライバーの担い手不足の解消や物流効率化を進めるため、自動運転トラックを活用した幹線輸送サービスの自動化による物流の効率向上効果を検証するなど、自動運転物流の社会実装を推進する取組を進めている。

本業務では、自動運転に関する調査を行うとともに、万博での知見を踏まえつつ、高速道路を活用した自動運転バスの今後の社会実装（レベル4以上の商用運行）に向けた実行計画の検討を行うものである。

(2) 業務内容

①自動運転に関する調査

自動運転の社会実装（レベル4以上の商用運行）に向けた実行計画を作成するにあたり、以下の項目について調査すること。

【調査項目】

▶自動運転に関する先行事例

…国内において、都心部とベイエリアを結ぶ事例をはじめとする、都市高速道路や高速自動車国道等での自動運転の実証実験を実施している事例から、自動運転バスに関する事例及び自動運転トラックに関する事例をそれぞれ2例程度選定し、調査すること。
また、事例調査にあたっては、後述の実行計画の作成に必要となる項目を含めて整理すること。

▶自動運転に関する国の動向

…国土交通省が掲げる計画やロードマップ、国の指針、ガイドライン、関連法令等について整理すること。

▶各省庁における自動運転に関する補助金等

…国土交通省をはじめとする各省庁において実施している補助金や支援施策等について整理すること。

②都市高速道路を活用した自動運転バスの社会実装（レベル4以上の商用運行）に向けた実行計画の検討

バイエリア（特に夢洲、舞洲、咲洲からなる新臨海部等の国際的な集客に資するエリア）の開発状況や淀川左岸線の整備状況を踏まえたバイエリアへのアクセスルートを念頭に、「都市高速道路を活用した自動運転バスの社会実装に向けた実行計画（案）」（10～20ページ程度）の作成補助を行う。

なお、当実行計画（案）は自動運転バスの社会実装を前提としたものとする。

概ねの構成については、以下のとおりとし、骨格的な内容については、発注者より提供する。

【都市高速道路を活用した自動運転の社会実装に向けた実行計画の概ねの構成】

▶自動運転バスが担う役割

…①での調査事例や国の動向等を踏まえ、大阪市での都市高速道路を活用した自動運転バスが担う役割の整理を行う。

なお、自動運転バスが担う役割は国際競争力の強化や社会課題（人手不足の解消や物流の安定供給など）などに対応しているものとする。

▶運行ルート候補の選定

…バイエリアの開発状況や淀川左岸線の整備状況を踏まえた、交通拠点から集客拠点（バイエリア等）へのアクセセルルートを選定する。

▶社会実装に向けたスケジュール

…候補となる運行ルートにおける社会実装に向けたスケジュールを整理する。

スケジュールの整理にあたっては、インフラ等の整備（ターゲットラインペイントや磁気マーカー、合流支援情報提供システム等）や実証実験の段階（各段階で実証する事項）、レベル4の許認可取得、商用運行の開始等のスケジュールを示すものとする。

また、スケジュールでは、社会実装をめざす目標年次を明確に示すものとする。

▶官民等の役割分担

…①での調査事例等を踏まえ、大阪市での都市高速道路を活用した自動運転の社会実装をめざすにあたっての官民等のより効率的な役割分担を整理する。

役割分担の整理にあたっては、「社会実装に向けたスケジュール」に示す各ステップや状況それぞれに対応し、社会実装後の事業継続についても含めた内容とすること。

また、役割は行政、自動運転バス運行事業者、道路管理者、交通管理者にて分担するものを基本とするが、必要に応じ追加すること。

▶事業継続に必要な要件

…商用運行開始後に、候補となる運行ルートで安全性の確保された自動運転サービスを継続して提供するために必要となる要件を整理する。

整理にあたっては、「社会実装に向けたスケジュール」の各段階と整合させ、各段階での到達目標を明確化すること。また、要件の例については、下記を参考に10例程度抽出するものとする。

- ・ 運行サービス継続の基準
- ・ 収支構造と費用負担の考え方
- ・ 車両の調達や点検等の保守運用 等

▶事業効果

…候補となる運行ルートにおいて、自動運転の社会実装によって得られる事業効果の評価の指標を提案し、効果試算を行う。

なお、効果試算においては、必要に応じて、後述の車両形態および運行形態に対応させるものとする。

また、事業効果については、下記の例を参考に5項目程度、提案するものとする。

- ・ 空港の夜間利用者などの社会需要への対応
- ・ 必要人員の適正化、走行効率化等によるコスト削減
- ・ 事故率の低下等の社会的損失に関する各種リスクの低減 等

③実行計画に基づく運行事業者の抽出及び運行形態等の提案

②にて候補とした運行ルートでの走行が想定される運行事業者を抽出し、自動運転の運行実績について整理する。あわせて、抽出した事業者に適した車両形態および運行形態を提案する。

また、大阪市と抽出した運行事業者との協議等を行う際には、各種資料準備や日程調整等を行うものとする。

④運行ルート上のリスクポイントの整理

②にて候補とした運行ルートにおいて、対策を講じるべきリスクポイント（合流部・車線変更・トンネル・カーブ等）の抽出を行う。

⑤報告書の作成

①～④の内容を、報告書としてとりまとめる。

報告書の詳細は「3 契約条件等に関する事項（5）業務報告書等の作成」のとおりとし、その帰属についてはすべて発注者の所有とする。

⑥打合せ協議

着手時、中間（1回）、成果品納入時の計3回。

3 契約条件等に関する事項

（1）予算規模（契約上限額）

金 5,962,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（2）費用支払

前項に定めた履行期間内に成果品が納品された後、発注者による内容の検査を経て、契約金額を支払うものとする。

(3) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(4) 業務委託契約書

別紙「(イ) 業務委託契約書 (案)」参照

※「業務委託契約書 (案)」は現時点での案であり、今後変更となる場合がある。

※「業務委託契約書 (案)」にある「設計図書 (仕様書等)」は、本要領の記載内容及び受託者の提案内容等を踏まえて、今後作成する。

(5) 業務報告書等の作成

①業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書 (1部)
- ・業務実施計画書及び工程表 (1部)
- ・管理技術者通知書 (1部)

②業務の実施中に提出する書類

- ・業務打合せ書 (1部 必要に応じて、随時)
- ・貸与品借用書、返納書 (1部 必要に応じて、随時)

③業務完了時に提出する書類

- ・報告書 (2部)
- ・報告書概要版 (2部)
(報告書の概要をA4またはA3判2～3枚程度にまとめたもの)
- ・その他、業務によって得られた資料一式
- ・上記の電子データ CD-ROMもしくはDVD-ROM (2部)

※Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、発注者と協議の上使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること。

※成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

(6) 契約期間

契約日から令和9年3月26日(金)

4 再委託等の禁止

(1) 業務等の全部を一括して、または次の主たる部分を第三者に再委託することはできない。
(主たる部分)

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、大阪市の承諾を必要としない。
- (3) 前記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により大阪市の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式もしくはプロポーザル方式で受注者を選定したときはこの限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

5 応募資格

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申請書等の交付期限から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱(平成7年4月1日制定)に基づく参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱(平成23年9月1日制定)に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿(物品供給・業務委託)にて種目「10: 情報処理(大分類)01: 情報処理(中分類)01: システム企画・開発(小分類)」及び「13: その他代行(大分類)17: 各種施策研究・調査(中分類)01: 各種施策研究・調査(小分類)」で入札参加資格を有していること。(共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有していること。)
- (5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届および業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。
- (6) 関係会社の参加制限
当該プロポーザルに参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、その

うちの1者しか参加できないものとする。

- ①親会社と子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社及び子会社。以下同じ）の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、更生会社という）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ③一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

6 業者選定にあたっての手続き等に関する事項

(1) 書類の交付

①交付書類

- (ア) 令和8年度 自動運転の社会実装に向けた実行計画検討業務委託募集要項（公募型プロポーザル）
- (イ) 業務委託契約書（案）
- (ウ) 参加申請書
- (エ) 誓約書
- (オ) 業務委託特別共同企業体結成届
- (カ) 業務委託特別共同企業体協定書（例）
- (キ) 提案書の作成について
- (ク) 提案書（様式1～5）

②交付書類交付期間

令和8年7月9日（木）～7月23日（木）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

③交付書類交付場所等

・〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局計画部都市計画課

・大阪市ホームページ

掲載ページ：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 >

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 >

「プロポーザル方式等発注案件」>「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

(2) 参加申請書及び参加資格審査資料による提案書提出者の決定

当該プロポーザル方式による受託者選定手続きへの参加を希望する者は、次のとおり、参加申請書等を提出すること。

①提出書類

「6（1）①交付書類」のうち（ウ）～（カ）を提出すること。

- ・（オ）、（カ）は業務委託特別共同企業体を結成する場合のみ提出すること。

- ・(カ)については交付書類を基に作成した協定書の写しを提出すること。
- ・記入に当たっては、「5 応募資格」を参照すること。

②提出部数

正1部

③提出期間

令和8年7月9日(木)～7月23日(木)午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

④提出方法および提出場所

持参もしくは郵送にて、下記<提出場所>まで提出すること。

<提出場所>

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局計画部都市計画課

⑤提案書の提出者決定・非決定通知日(予定)

令和8年7月24日(金)

(3) 委託事業者の決定

「6(2)⑤提案書の提出者決定・非決定通知日(予定)」において提案書提出者として本市より通知された者は、次のとおり、提案書等の提出、プレゼンテーションを行うこと。

①提出書類

「6(1)①交付書類」のうち(ク)を提出すること。

②提出部数

9部(正1部、写し5部、審査用3部)(クリップ止めとし、製本はしないこと)

※提案書の電子データ一式を保存したCD-ROMもしくはDVD-ROMを併せて提出すること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること

※電子データについてはMicrosoft Office Word、Excel、PowerPointを使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※審査用3部は、正の資料から提案書提出者が特定される情報(会社名等)を削除(黒塗りなどの加工を行ったもの)した資料とする。

③提出期間

令和8年7月27日(月)～8月10日(月)午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

④提出方法および提出場所

持参にて、下記<提出場所>まで提出すること。

<提出場所>

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局計画部都市計画課

⑤プレゼンテーション

提出した提案書をもとに、業務の実施計画等について、プレゼンテーションを行うこと。
なお、プレゼンテーションは、提案書を審査委員へ配布したうえで、提案書をモニターへ映写しながら行うこととする。(映写に用いるモニターおよび提案書データを格納した PC については、本市にて用意する。)

(ア) 日 時 令和 8 年 8 月 26 日 (水) ※開始時刻は別途通知

(イ) 場 所 計画調整局 会議室 (大阪市役所本庁舎) ※場所の詳細は別途通知

(ウ) 説明時間 1 者あたりの時間は応募数により調整し、別途通知

⑥審査

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、業務の実施体制、業務実施計画、テーマに対する技術提案 (選定基準参照) を審査し、合計点が最も高い 1 者を選定する。合計点が同じ提案者が複数いた場合は、テーマに対する技術提案 (小計 70 点) の点数が最も高い 1 者を選定する。合計点が同じ提案者が複数いた場合で、テーマに対する技術提案 (小計 70 点) についても点数が同じ場合は、テーマに対する技術提案のうち、テーマ 1 (小計 40 点) の点数が最も高い 1 者を選定する。ただし、審査の結果、すべての提案が合計点数 60 点を満たさない場合は理由を明らかにし、委託事業者を選定しないものとする。

⑦失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

(ア) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

(イ) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

(ウ) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

(エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと

(オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑧結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

(4) 本公募に関する質問等について

①質問について

(ア) 提出期間

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について

令和 8 年 7 月 9 日 (木) ~ 7 月 16 日 (木) 午後 5 時 30 分 (必着)

(本庁開庁日 午前 9 時 ~ 午後 5 時 30 分 (午後 0 時 15 分 ~ 午後 1 時を除く))

- ・提案書に関する事項について

令和 8 年 7 月 27 日 (月) ~ 8 月 3 日 (月) 午後 5 時 30 分 (必着)

(本庁開庁日 午前 9 時 ~ 午後 5 時 30 分 (午後 0 時 15 分 ~ 午後 1 時を除く))

(イ) 提出方法

- ・書面、FAX またはメールにより提出すること。メールによる提出の場合、件名を「質問：令和 8 年度 自動運転の社会実装に向けた実行計画検討業務委託」とし、FAX かメールにて提出した際には電話にて担当まで着信確認を行うこと。

(ウ) 受付場所

場所：大阪市役所 本庁舎 7階 計画調整局計画部都市計画課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1丁目 3番 20号

電話番号：06-6208-7874

FAX番号：06-6231-3751

メールアドレス：ea0006@city.osaka.lg.jp

① 回答について

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項についての回答は、令和8年7月17日（金）（予定）に大阪市ホームページに掲載する。

掲載ページ：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 >

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 >

「プロポーザル方式等発注案件」 >

「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

- ・提案書に関する事項についての回答は、質問の受付日の翌開庁日から起算して3日（休日を含まない）以内を目安に、本市から提案書の提出を依頼したすべての者に、参加申請書「3提出書類に関する連絡先」記載の E-mail アドレス宛てに送信する。

7 その他の留意事項

- (1) 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) メール・FAXによる提出書類の受付は行わない。
- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
 - <場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
 - <時 間> 午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）
- (5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの提案となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (6) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨及び理由を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
 - <場 所> 提案書提出場所に同じ
 - <時 間> 午前9時から午後5時30分まで
（午後0時15分～午後1時を除く）

(7) (4) 及び (6) の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、下記にて書面により行う。

＜場 所＞ 参加申請書等提出場所に同じ

(8) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受託者の選定以外の目的には使用しない。

(9) 日程を変更する場合はその都度連絡する。

(10) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本市情報公開請求の対象となる。

(11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。

(12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

■選定基準

| 評価項目 | | 基準 | 配点 | |
|-------------|----------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 業務実施体制 | 実施体制の的確性 | 同種業務の実績があるスタッフを配置し、業務を確実に遂行できる体制であるかを評価する。 | 10 | |
| | 業務責任者 | 同種業務の実績があるか、また、その実績として挙げた業務において中心的、あるいは主体的に参画したかを評価する。 | 10 | |
| 業務実施計画 | | 実施方針や実施手順の妥当性を評価する。 | 10 | |
| テーマに対する技術提案 | テーマ1 | 合理性 | バイエリアの開発状況や淀川左岸線の整備状況を踏まえた交通拠点から集客拠点（バイエリア等）へのアクセスルートを設定したうえで、そのルートにおける社会実装までのステップ（インフラ等の整備、実証実験の段階、レベル4の許認可取得、商用運行の開始など）を目標年次及び次のステップに進むための課題や理由を示しつつ提案するとともに、民間主体の運行への移行時期や運行主体となりうる事業者の候補について検討すること。なお、提案内容の実現性については、エビデンスを示すこと。 | 25 |
| | | 実現性 | 提案された自動運転の社会実装までのステップ及び運行主体の候補と要件に、実現可能性があるかを評価する。 | 15 |
| | テーマ2 | 実現性 | 自動運転の社会実装の候補として設定する運行ルートにおいて、社会実装を行うことにより得られる事業効果を3例提案するとともに、定性的な事業効果については、定量化するにあたっての評価指標を示しつつ、それぞれの事業効果において試算を行う場合の評価項目と評価理由を提案すること。 | 15 |
| | | 提案力 | 定性的な効果を定量化するにあたっての評価指標が合理的であるかを評価する。 | 15 |
| 合計 | | | 100 | |